

1. 低周波公害とは

低周波公害とは、100Hz以下の周波数が低い空気振動(音)が引き起こす環境問題です。

特に20Hz以下の人間の耳に聞こえない「超低周波音」は、窓や建具をガタガタと揺らす物的被害や、頭痛や不眠といった健康被害を引き起こす原因となります。

発生源

- ・空調室外機、エコキュート、ボイラー、
- ・工場の機械、大型の送風機、
- ・風力発電の風車

人体への影響

低周波音は「うるさい音」としては感じにくく、「圧迫感がある」「何となく寝付けない」といった形で現れます。

- ・身体症状:頭痛、めまい、肩こり、耳鳴り、手足のしびれ
- ・精神症状:イライラ、集中力の低下、不眠、不安感、
- ・物的影響:窓、戸、障子がビリビリと共鳴して鳴る。置物が動く。

対応と対策

低周波音は原因の特定が難しく、騒音規制法のような明確な数値規制が適用されにくいのが現状です。

1. 発生源の特定

音源を特定するために、環境計量士などの専門業者による調査が必要になることがあります。

(以下略)

(上記の説明はスマートフォンAIによる概略を用いています。 環境省 水・大気環境局環境汚染対策室による『よくわかる低周波音』も参照しましたが、紙幅の関係等でこれを用いています。)

2. 日野町林業センター指定管理者仕様書(抜粋)

1. 管理運営の基本的な考え方

日野町林業センターの単なる施設や設備を住民に提供する場所にとどまるだけでなく、日野町における林業の協業活動と技術研修の推進を図り、もって地域林業の発展と産業の振興に資するため、林業協業拠点施設として運営するものである。

4. 利用時間、休館日

(1)利用時間 午前9時から午後10時まで

(2)休館日 ア、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(注記略)に規定する休日イ、12月29日から翌年の1月3日までの日

(3)利用時間および休館日の変更

住民サービス向上の観点から、利用時間および休館日は町長の承認を得て変更することができます。